

65歳以上の皆様へ 市県民税が大きく変わります！

市広報10月、12月号でもお知らせしましたが、税源移譲に伴う税負担（国の所得税と地方の市県民税の合計額）は変わりません。  
ただし、平成19年から定率減税が廃止されること等の影響により、実際の負担額は増加します。（詳しくは次のQ&Aをご覧ください）

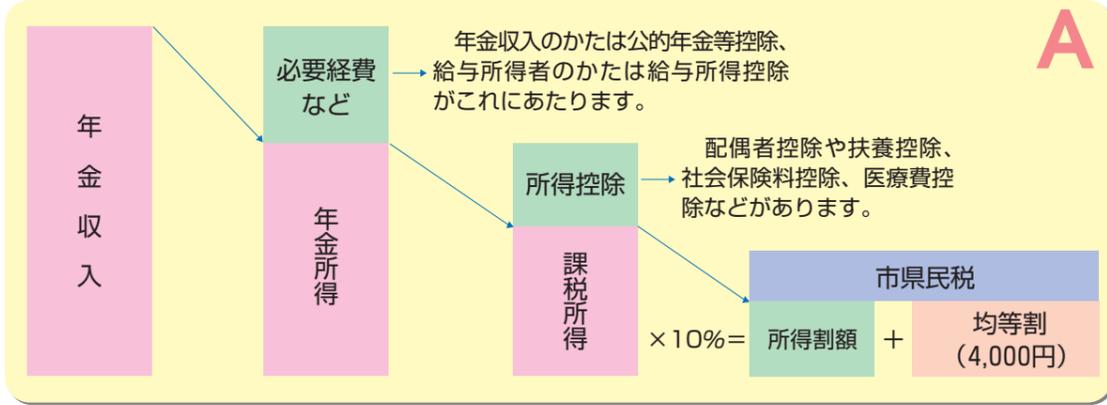
**Q** 65歳以上の人の税金が増えるって本当？

**A** 増えます（事例1）

高齢者の控除などが、平成18年度から大きく変わっています。  
そのため、平成19年度市県民税の税額は、例えば65歳以上で年金収入が250～350万円程度のかただと、年間で18年度の税額の2倍前後になります。



**Q** 年金収入と年金所得とはどう違うの？税金の計算はどういう仕組みなの？



**Q** 67歳（昭和15年1月1日以前生）以上の人の税金が大きく増えるって本当？

**A** 大きく増えます（事例2）

老年者非課税措置を段階的に廃止することになっています。  
そのため、平成19年度には、例えば67歳以上で年金収入が240万円程度のかただと、18年度市県民税が1万円前後、19年度は4万円前後、20年度は6万円前後となり、市県民税が18年度と比較して4倍前後、6倍前後と段階的に大きく増えることとなります。

**Q** 税源移譲で市県民税の負担は増えるの？

**A** 増えます

平成19年2月分から、年金が支払われるときに差し引かれる源泉所得税（国税）が減り、その分平成19年6月分から市県民税が増えることとなります。



事例1	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
72歳・年金収入 夫 288万円（年額） 夫：課税	所得割 3,400円	38,300円	78,000円	78,000円
69歳・年金収入 妻 130万円（年額） 妻：夫の扶養 社会保険料 19万円	均等割 4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
	市県民税 7,400円	42,300円	82,000円	82,000円
	17年度課税	18年度課税	約2倍（18年度比較）	約2倍（18年度比較）

※市県民税が増えますが、所得税（国税）が減ります（税源移譲による税率の変更）

**Q** 年金所得や市県民税が増えることで、国民健康保険税や福祉の制度などに影響はありますか？

**A** 大きく影響します

年金所得の増や市県民税が非課税から課税になることにより、国民健康保険税・介護保険料・福祉サービスなどの利用区分の決定・各種助成制度・各種軽減の判定などに大きく影響し、負担が増えることとなります。  
【説明】市県民税が算定の基礎となる制度が多くあります。扶養控除、社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除などを申告することによって、市県民税が減額になることがあります。ぜひ市県民税の申告をしましょう。

**Q** 市県民税の申告はいつすればいいの？

**A** 勝山市では、下記の日程で「年金受給者のかたがたの申告説明会」を大野税務署と共催で開催しますので、ぜひお出かけください。

問 税務課 ☎内線243・244

65歳以上の「公的年金受給者の確定申告書作成説明会」開催のご案内

- 大野税務署主催  
2月6日（火）、7日（水）  
いずれも午前9時～午後4時
  - 勝山市税務課主催  
2月8日（木）、9日（金）、13日（火）、14日（水）、15日（木）  
いずれも午前9時～午後4時
- ※混雑を避けるため、該当者にご案内した日時としますが、特にご都合が悪い場合は、都合のつく日にお越しください
- とこ▼勝山市教育会館3階 第1研修室
- 確定申告に必要なもの▼
- ①「公的年金等の源泉徴収票」（2カ所以上の公的年金等の収入がある場合は、全ての源泉徴収票。年金改定通知書や振込のお知らせでは申告できませんのでご注意ください）
  - ②夫婦の場合は2名分を持参してください。配偶者控除、配偶者特別控除が受けられます。
  - ③国民健康保険料の領収書等、生命保険料や損害保険料の控除証明書
  - ④認印、ボールペン等筆記用具、計算機、障害のあるかたは身体障害者手帳等
  - ⑤預金通帳または金融機関名と口座番号（本人名義のもの）
  - ⑥年金以外の収入がある場合、収入の計算に必要な書類

大野税務署からのお知らせ

- 「申告と納税は期限内に！」  
申告と納税の期限は  
申告所得税▼3月15日（木）  
個人事業者の消費税および地方税▼4月2日（月）
- 「振替納税のご利用を！」  
振替納税は、金融機関や税務署に向かなくても、指定日に指定された預貯金口座から自動的に納税されます。振替納税利用時の振替納付日  
個人事業者の消費税および地方税▼4月26日（木）
- 「インターネットの活用を！」  
①確定申告書をインターネットで作成してみよう  
国税庁ホームページを利用すれば、自宅などいつでも簡単に所得税、消費税（個人）の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。  
②e-Taxで申告・納税  
インターネットを利用して、自宅などから申告、納税および各種申請・届出ができる便利なシステムです。  
※事前に電子申告開始届出書と電子証明書の取得等が必要です
- 「申告書（控）に税務署受付印の押印が必要かたへ！」  
郵送で提出される場合は、申告書（控）および切手を貼った返信用封筒を同封して提出してください  
直接税務署に提出される場合は、申告書と申告書（控）を受付窓口で担当者に提出してください

問 大野税務署 ☎66-2180

問 税務課 ☎内線243・244

事例2	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
67歳独身・年金収入 240万円（年額） 社会保険料 22万円	所得割 非課税	10,000円	41,600円	62,500円
	均等割 非課税	1,300円	2,600円	4,000円
	市県民税 0円	11,300円	44,200円	66,500円
	非課税	18年度課税	約4倍（18年度比較）	約6倍（18年度比較）

※市県民税が増えますが、所得税（国税）が減ります（税源移譲による税率の変更）